

愛知県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県居宅介護職員初任者研修等事業者指定要綱(以下「要綱」という。)に基づき、研修事業者が実施する居宅介護職員初任者研修等事業について、必要な事項を定めるものとする。

(責務)

第2条 研修事業者は、「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号)及び「強度行動障害支援者養成研修事業の実施について(運営要領)」(平成29年8月3日障発0803第1号)、要綱、この要領及び関係法令を遵守し、適正かつ円滑に研修事業を実施しなければならない。

(研修の目的)

第3条 研修の目的及び修業期間は、別紙1のとおりとする。

(カリキュラム)

第4条 研修の標準カリキュラムは、別紙2のとおりとする。

- 2 研修カリキュラムは、標準カリキュラム以上とし、時間数の延長や必要な科目の追加は差し支えない。その場合は、延長した時間数及び追加した科目名が分かるよう、申請書又は計画承認申請書の添付書類に記載すること。
- 3 研修は、原則として講義、演習、実習の順に行うものとする。
- 4 標準カリキュラムの変更があった場合は、要綱第4条に基づく指定又は要綱第6条に基づく計画承認の後であっても、変更後の標準カリキュラムに沿った内容となるよう研修カリキュラムを変更しなければならない。

(科目の免除)

第5条 研修事業者は、受講者の有する資格等によって、別紙3により研修科目及び研修時間の全部又は一部を免除することができる。

(研修の実施方法)

第6条 研修は、次の方法により実施するものとする。

講義 対面(集合研修)又はオンラインその他の通信の方法

演習 対面(集合研修)での実施を原則とするが、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)及び強度行動障害支援者養成研修(実践研修)については、オンライン(双方向型)により実施することができる。その場合は、演習の実施方法について事前に県と協議すること。

実習 対面

- 2 オンラインその他の通信の方法により研修を実施する場合は、次の要件をすべて満たす場合に限って認めることとする。
 - (1) 研修カリキュラム及び内容が、集合研修によるものと同等であり、修了時に受講者が習得している知識や技術が、集合研修に相当するものであること。
 - (2) 講義についてはオンライン(双方向型)又はオンライン(オンデマンド型)若しくはD

VD等による講義映像の配布により実施し、演習についてはオンライン（双方向型）により実施すること。

(3) オンライン（双方向型）による場合は、研修事業者において参加状況を常時確認し、通信環境へ接続されていることのみをもって出席としないこと。また、講師に対する受講者の質問の機会が確保できていることなど、双方向のやりとりができるようにすること。

(4) オンライン（オンデマンド型）又は講義映像の配布による場合は、次の要件をすべて満たす場合に限って認めることとする。

ア 講義動画に複数のキーワードを設定する等により研修事業者において受講確認を行うこと。

イ 受講効果を確認するため、科目ごとに課題を提出させることとし、設問に当たっては、選択式や穴埋め式だけでなく自由記述も設けること。

ウ 講師による添削指導及び面接指導を行い、添削済み答案を受講者に返送するとともに、あらかじめ設定した合格点に満たない場合は、再度課題を課して合格点に達するまで指導を行うこと。

(5) 演習については、オンライン（双方向型）により実施しようとする研修を1年以上かつ4回以上実施した実績があり、次の要件をすべて満たす場合に限って認めることとする。

ア 受講者同士によるリアルタイムでの討議を行うなど、受講者全員による参加型の学習が可能になる方法で実施するとともに、講師による受講者へのリアルタイムのフィードバックを行うこと。

イ 演習グループを構成する受講者数は、討議や話し合いができる適切な人数を設定すること。

ウ 講師は受講者に対し、演習への主体的・積極的参加を促し、その点について評価を行うこと（通信環境へ接続されていることのみをもって受講を認定することなく、演習に参加していたかに基づく修了評価を行うこと）。

（テキスト）

第7条 テキストは、各研修の各科目を教授するのに適切な内容のものをを用いること。

（演習）

第8条 演習は、カリキュラムの内容及び定員に応じて、必要な設備や、ベッド、車椅子等の備品及び教材を用意すること。また、演習室は、備品等を配置した上で、十分な研修のスペースが確保できるものであること。

2 実技指導にあたっては、サービス利用者の健康、安全及び人権に配慮した内容とし、特に緊急時の対応については指導を徹底すること。

3 重度訪問介護従業者養成研修統合課程については10人程度以下、オンライン（双方向型）により実施する演習については7人程度以下のグループを編成して実施すること。

4 強度行動障害支援者養成研修のグループワークについては、6人程度以下のグループを編成して実施し、補助者（グループワークを適切に進行するための助言者等）を付け進行管理すること。

（実習）

第9条 実習施設は、研修事業者の責任において、あらかじめ確実に確保すること。

2 実習にあたっては、実習施設の利用者の健康、安全及び人権に最大限の配慮を行うよう受講者を指導するとともに、実習前に受講者に対して必要なオリエンテーション等を実施しな

なければならない。

- 3 研修事業者は、受講者の出欠及び実習状況を把握し、レポートの提出など適切な方法により実習実績を確認すること。

(受講者募集)

第 10 条 受講者募集の際には、県から指定を受けた研修事業者名及び研修の名称を必ず使用し、研修事業者指定番号を付記した上で行うこと。

- 2 受講者募集においては、受講希望者等に誤解を与えないよう適切な表現に努めること。また、研修修了後に居宅介護事業所等への就職や登録を義務付けないこと。

(講師の要件及び人数等)

第 11 条 講義及び演習を担当する講師については、各研修科目を教授するのに適切な知識、技術、資格及び実務経験を有する人材とし、その選定要件は別紙 4 のとおりとする。

- 2 演習については、講師 1 人が担当できる受講者は 20 人までとし、それを超える場合は補助講師（演習を統括する講師とは別の講師をいう。）を配置すること。また、オンライン（双方向型）により実施する場合は、1 グループにつき 1 人の補助講師を配置すること。
- 3 偏りを防ぐため、研修は 2 人以上の講師により実施することとし、同一講師が担当できる科目数（補助講師として担当する科目を含まない。）は、1 研修につき 3 科目までとする。ただし、担当する科目の合計時間数が 8 時間に満たない場合は、3 科目を超えて担当することができることとし、その場合の同一講師が担当できる科目の合計時間数の上限は、研修カリキュラムの合計時間数が 12 時間未満の場合は 6 時間まで、12 時間を超える場合は 8 時間までとする。
- 4 研修科目ごとの受講者の獲得目標、内容及び進め方について情報を共有するため、講師及び補助講師による事前打合せ等を行うこと。

(修了要件)

第 12 条 研修の修了者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 研修を全日程出席（通信による場合は受講）すること。ただし、やむを得ない事情により研修の一部を欠席した者に対しては、修業期間内に補講等の代替措置により当該科目に出席したものとみなすことができる。
- (2) 課題の提出を指示した場合には、定められた期日に課題を提出し、あらかじめ設定した合格点に達していること。
- (3) 受講態度が良好であること。
- 2 研修事業者は、遅刻、早退、著しく不良な受講態度等、修了要件に係る受講者の出席状況及び研修科目の免除の状況については、確実に保存、記録すること。
- 3 研修事業者は、研修が修了した場合は、氏名、生年月日、研修名、修了年月日、修了証書番号、受講者の住所及び電話番号を記載した修了者名簿を作成すること。

(修了証明書の交付)

第 13 条 研修事業者は、研修修了者に対し、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付するものとする。ただし、第 5 条の規定により研修科目の全部を免除した者に対しては、研修事業者は、修了証明書を交付することはできない。

- 2 研修事業者は、研修修了者から修了証明書の亡失・き損により再交付の依頼があったときは、依頼者が修了者本人であること及び研修修了者名簿に記載されていることを確認したう

えで、再交付年月日を併記した修了証明書を交付するとともに、修了者名簿に再交付の旨及び再交付年月日を記載すること。

(個人情報の保護)

第14条 研修事業者は、研修の実施により知り得た受講者等の個人情報を、正当な理由がなく漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

- 2 研修事業者は、受講者等に対し、演習や実習等で知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用することのないよう指導しなければならない。

(留意事項)

第15条 研修事業者は、研修の実施にあたり、安全の確保、事故の防止等について必要な措置を講じなければならない。

- 2 研修事業者は、苦情及び事故発生時の対応についてあらかじめ定めておかなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この要領に定める事項の取扱いに疑義がある場合は、県と研修事業者で協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年2月4日から施行し、令和4年4月1日以降に開講する研修から適用する。
- 2 「愛知県居宅介護職員初任者研修等事業者指定事務取扱要綱」により指定又は計画承認を受けた研修及び講師については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月11日から施行し、令和7年4月1日以降に開講する研修から適用する。
- 2 この要領の施行の際、旧要領に基づき現に指定又は計画承認を受けた研修及び講師については、この要領の形式に基づく指定又は計画承認があったものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に実施されている研修については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に開講する研修から適用する。
- 2 この要領の施行の際、旧要領に基づき現に指定又は計画承認を受けた研修及び講師については、この要領の形式に基づく指定又は計画承認があったものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に実施されている研修については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年6月3日から施行し、令和8年8月1日以降に開講する研修から適

用する。

- 2 この要領の施行の際、旧要領に基づき現に指定又は計画承認を受けた研修及び講師については、この要領の形式に基づく指定又は計画承認があったものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に実施されている研修については、なお従前の例によることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和8年8月3日から施行し、令和9年4月1日以降に開講する研修から適用する。
- 2 この要領の施行の際、旧要領に基づき現に指定又は計画承認を受けた研修及び講師については、この要領の形式に基づく指定又は計画承認があったものとみなす。
- 3 この要領の施行の際、現に実施されている研修については、なお従前の例によることができる。

別紙1（第3条関係）

研修名		目的	修業期間
居宅介護職員初任者研修課程		障害者等の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	8か月以内
障害者居宅介護従業者基礎研修課程		障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護並びに調理、洗濯及び掃除等の家事に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	4か月以内
同行援護従業者養成研修	一般課程	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	3か月以内
	応用課程	サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者を対象として行われるもの（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）	1か月以内
全身性障害者移動介護従業者養成研修課程		全身性の障害を有する者（児）に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	2か月以内
重度訪問介護従業者養成研修	基礎課程	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	1か月以内
	追加課程	基礎課程において修得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を修了した者を対象として行われるもの（ただし、基礎課程と追加課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）	1か月以内
	統合課程	基礎課程及び追加課程並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程（基本研修）を統合したものとして行われるもの（ただし、この課程は、たんの吸引等の提供を行うための研修のうち「基本研修」のみであり、たんの吸引等の提供を行うにあたっては喀痰吸引等登録研修機関による「実地研修」の受講が別に必要である。）	2か月以内
	行動障害支援課程	重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者の特性の理解及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	1か月以内
行動援護従業者養成研修課程		知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるもの	2か月以内
強度行動障害支援者養成研修	基礎研修	行動障害を有する者のうち、いわゆる「強度行動障害」の状態にある者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどにより、日常生活に困難が生じているため、現状では事業所での受入れが消極的であったり、身体拘束や行動制限などの虐待につながる可能性も懸念されるところである。一方、障害特性の理解に基づく適切な支援を行うことにより、強度行動障害が低減し、安定した日常生活を送ることができることが知られている。このため、強度行動障害の状態にある者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的として行われるもの	1か月以内
	実践研修	基礎研修を修了した者で、強度行動障害の状態にある者に対し、適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的として行われるもの	2か月以内

注1：同行援護従業者養成研修一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合又は重度訪問介護従業者養成研修基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合は、その修業期間はそれぞれの修業期間を合計した期間とする。

注2：知事が特別な事情があると認める場合は、所定の修業期間の2倍の期間（同行援護従業者養成研修一般課程については5か月）を修業期間とすることができる。

○ 居宅介護職員初任者研修課程カリキュラム

No. 1

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 51時間				
1111	職務の理解	6	研修に先立ち、これからの介護を目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的なイメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。	・多様なサービスの理解 ・介護職の仕事内容や働く現場の理解 ※ 必要に応じて、施設の見学等の実習を活用することも可
1112	介護における尊厳の保持・自立支援	9	介護職が、利用者の尊厳のある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。	・人権と尊厳を支える介護 ・自立に向けた介護
1113	介護の基本	6	介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち、重要なものを理解している。 介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉えることができる。	・介護職の役割、専門性と多職種との連携 ・介護職の職業倫理 ・介護における安全の確保とリスクマネジメント ・介護職の安全
1114	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	障害者福祉制度や介護保険制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービスの流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。	・障害者福祉制度 ・医療との連携とリハビリテーション ・介護保険制度およびその他の制度
1115	介護におけるコミュニケーション技術	6	障害者や高齢者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。	・介護におけるコミュニケーション ・介護におけるチームのコミュニケーション
1116	障害の理解	6	障害の概念と ICF、障害者福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。	・障害の基礎的理解 ・障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かわり支援等の基礎的知識 ・家族の心理、かわり支援の理解
1117	認知症・行動障害の理解	6	介護において認知症・行動障害を理解することの必要性に気づき、認知症・行動障害の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。	・認知症の理解 - 認知症を取り巻く状況 - 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 - 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 - 家族への支援 ・行動障害の理解 - 行動障害とは - 自閉症の理解・自閉症の障害特性 - 行動障害が起きる背景の理解 - 行動障害を起こさないようにするための支援
1118	老化の理解	3	加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。	・老化に伴うこころとからだの変化と日常 ・高齢者と健康

○ 居宅介護職員初任者研修課程カリキュラム

No.2

科目番号	科目名	時間	目的	内容
Ⅱ 演習 75時間				
1211	基本知識の学習	10～13	介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。	・介護の基本的な考え方 ・介護に関するところのしくみの基礎的理解 ・介護に関するからだのしくみの基礎的理解
1212	生活支援技術の講義・演習	50～55	介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。 尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。	・生活と家事 ・快適な居住環境整備と介護 ・整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ・移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ・食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ・入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ・排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ・睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 ・死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護
1213	生活支援技術演習	10～12		・介護過程の基礎的理解 ・総合生活支援技術演習
Ⅲ 講義 4時間				
1119	振り返り	4	研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識を図る。	・振り返り ・就業への備えと研修修了後における継続的な研修

注1 講義と演習を一体的に実施すること。

注2 演習には、介護に必要な基礎的知識の理解と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。

注3 「職務の理解」及び「振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。

注4 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

注5 上記とは別に、全科目修了時に筆記試験による修了評価（1時間程度）を実施すること。なお、評価に当たっては、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発0328第9号。厚生労働省老健局振興課長通知）を参考に適切に評価すること。

○ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程カリキュラム

No.1

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 25時間				
社会福祉に関する知識 (7時間)				
2111	サービス提供の基本視点	3	福祉サービスを提供するにあたっての基本視点を形成する。	・ QOL等、主要な福祉理念 ・ 豊かな人間観 - 生活者としての援助対象の把握、生涯発達の視点、自己実現の視点等 ・ 他者理解と共感 ・ 自立支援 - 経済・身体的自立と精神的自立、役割意識とプライド、能動性・主体性 ・ 利用者の自己決定
2112	障害者(児)福祉の制度とサービス	2	障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	・ 障害者(児)福祉の背景と動向 ・ 障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容とその役割 ・ 障害者(児)福祉に関連する制度、施策
2113	老人福祉の制度とサービス	2	介護保険制度を中心とした老人保健福祉の制度とサービスについて理解する。 (介護保険制度に関する内容を中心とした講義内容とする。)	・ 老人保健福祉の背景と動向 ・ 介護保険制度の概要とサービスの理解 ・ その他の老人保健福祉の制度とサービスの理解 ・ 医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他老人保健福祉に関連する制度、施策
ホームヘルプサービスに関する知識と方法 (13時間)				
2114	ホームヘルプサービス概論	3	ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する。 ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する。 サービス提供における利用者の人権の尊重について理解する。 (介護保険制度における運営基準等についての内容や考え方について含める。) (職業倫理、人権の尊重について重点的項目として取り上げる。)	・ ホームヘルプサービスの社会的役割 ・ ホームヘルプサービスの制度と業務内容 - 介護保険制度における運営基準等の理解 ・ チーム運営方式の理解 ・ 24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解 ・ 相談支援事業実施施設等関係機関との連携 - 介護保険制度における居宅介護支援との連携 ・ 近隣・ボランティア等との連携 ・ 関連職種の基本知識 ・ ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度 ・ 福祉業務従事者としての倫理 ・ サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等(事例を用いて理解を深めることが望ましい)
2115	サービス利用者の理解	3	障害者(児)、高齢者の心身の特性と生活像を把握し、援助の基本的な方向性を理解する。 障害者(児)、高齢者の家族に対する理解を深める。	・ 障害者(児)、高齢者の心身と生活像の理解 ・ 障害者(児)、高齢者への援助 ・ 障害者(児)、高齢者の家族の理解と援助
2116	介護概論	3	介護の目的と機能を理解し、介護の基本原則を把握する。 在宅介護の特徴とすすめ方を把握する。	・ 介護の目的、機能と基本原則 ・ 介護ニーズと基本的対応 ・ 在宅介護の特徴とすすめ方 ・ 介護におけるリハビリテーションの視点 ・ 福祉用具の基本知識と活用 ・ ターミナルケアの考え方 ・ 介護者の健康管理

○ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程カリキュラム

No.2

科目番号	科目名	時間	目的	内容
2117	家事援助の方法	4	障害者（児）、高齢者への家事援助の目的と機能を理解し、その方法を学習する。 障害者（児）、高齢者への家事援助に必要な栄養、調理、被服、住居管理等の知識を学習する。	・家事援助の目的、機能と基本原則 ・家事援助の方法 ・家事援助における自立支援 ・障害者（児）、高齢者と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存・管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・障害者（児）、高齢者への調理技術（味付け、きざみ食等） ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・障害者（児）、高齢者と被服 ・快適な室内環境と安全管理
関連領域の基礎知識（５時間）				
2118	医学の基礎知識	3	障害者（児）、高齢者の在宅生活援助に役に立つ知識を中心に家庭の医学・在宅看護の基礎知識を理解する。 （介護保険法の対象となる特定疾病の概要を加える。）	・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法 風邪、発熱、腹痛、火傷、骨折、食中毒等 ・感染症の理解と予防 MRSA、B型肝炎、疥癬、梅毒等 ・身体を観察 観察の視点、体温測定、血圧測定等 ・薬の飲ませ方と保管 ・医療関係制度の基礎知識 ・介護保険法における特定疾病の概要
2119	心理面への援助方法	2	障害者（児）、高齢者の在宅生活支援に関連する心理面への援助方法を理解する。	・心理面への援助の必要性和方法 ・レクリエーションの視点と実際
Ⅱ 演習 １７時間				
2211	共感的理解と基本的態度の形成	4	サービスの利用者の立場に立った理解とサービス提供者としての基本的態度を形成する。	ロールプレイ等の方法によるサービス提供場面の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成する 訪問・退出時の挨拶 傾聴的態度、信頼関係の形成 物の処分・移動における言葉かけ 銀行入金代行業務や買物業務時の注意点（レシート取得等） できないことの拒否の仕方 助言の仕方 認知症高齢者等とのコミュニケーション 視覚・聴覚障害者等とのコミュニケーション等 ※ 親密さと無礼の境目（幼児語使用）等にも留意して演習のこと

○ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程カリキュラム

No.3

科目番号	科目名	時間	目的	内容
2212	介護技術入門	10	食事、排泄、移動・移乗、その他在宅介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得する。	・食事の介護 ・排泄、尿失禁の介護 ・体位・姿勢交換の介護（座位保持、褥瘡への対応を含む） ・車椅子への移乗、車椅子等での移動の介護 ・身体の清潔（洗髪、清拭、口腔ケア等）の介護 ・緊急時対応（骨折、火傷、てんかん発作、化学物質による中毒）等 ※ 姿勢による食物の喉の通り方を体験するため弁当等を用いて実際に食事介護する等、可能な限り実践的な講習とする
2213	ホームヘルプサービスの共通理解	3	ホームヘルプサービスにおける援助方法と実際について共通の理解を図る。	現任の主任ヘルパー等を囲んで、事例検討や実践的内容のグループ討議を行う 事例検討、記録のつけ方、上司への報告・相談の行方等
Ⅲ 実習 8時間				
2311	在宅サービス提供現場見学	8	在宅サービス提供現場見学を通して、その役割機能を理解する。 ホームヘルプサービスと他サービスとの連携のあり方等、在宅生活者への総合的支援のあり方について学習する。	・ホームヘルプサービス同行訪問見学（原則として3時間×1回以上実施） ・デイサービスセンター見学 （訪問看護同行訪問見学、相談支援事業に係る職員同行訪問、「在宅介護サービスガイドライン」の内容を充たす民間事業者が実施する在宅サービス同行訪問見学等に代えることができる） ※ 実習方法の弾力的運用 在宅サービス提供現場見学については、見学時間の概ね半数を超えない範囲内で、ビデオ学習をもって同行訪問見学に代えることができる

○ 同行援護従業者養成研修一般課程カリキュラム

No. 1

科目番号	科目名	時間	目的	内容
Ⅰ 講義 8. 5時間				
3111	外出保障	1	視覚障害者（児）の外出について考えるとともに、生活を支える視点や視覚障害者（児）の外出保障を担うことを理解する。	・外出保障とは ・外出保障の歴史 ・外出保障の現状
3112	視覚障害の理解と疾病①	1	視覚障害者（児）の様々な見え方、見えにくさによる不便さ、および業務において直面する頻度の高い疾病についての留意点を学び、具体的な支援について理解する。	・視覚障害の理解（視覚障害による不便さ、必要な情報）
	視覚障害の理解と疾病②	0. 5		・視覚障害と疾病の理解（様々な見えかた・見えにくさ、主な眼疾患の特徴とその見えにくさについての支援のポイント）
3113	視覚障害者（児）の心理	1	視覚障害者（児）の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について理解する。	・全盲の心理 ・ロービジョンの心理 ・視機能低下の心理 ・障害発生時期の心理 ・外出時の心理
3114	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1. 5	障害者（児）福祉のサービスの変遷を踏まえ、関係法や制度を理解する。同行援護従業者が外出時に活用可能な制度、および視覚障害者（児）が利用する関係施設を理解する。	・障害者福祉の動向 ・障害者福祉に関連する法律 ・障害者総合支援法 ・視覚障害に関する施設等 ・障害者を対象としたその他の制度
3115	同行援護の制度	1	同行援護の成り立ちや制度の仕組み、同行援護以外の外出制度等について理解する。	・同行援護以前の外出支援制度の歴史 ・同行援護制度の概要 ・他の外出支援制度との関係 ・同行援護制度の課題
3116	同行援護従業者の実際と職業倫理	2. 5	従業者の役割、派遣の流れ、具体的な業務内容と職業倫理を理解する。利用者の様々な状態に合わせた支援方法や外出に必要な知識を理解する。	・同行援護従業者の業務内容 ・同行援護従業者の職業倫理 ・同行援護の実際（様々な利用者への対応等）
Ⅱ 講義・演習 3. 5時間				
3211	情報提供	2	情報提供の方法や内容を理解し、実際の場面別の情報提供方法を習得する。	・情報提供とは ・情報提供の内容 ・場面別情報提供の実際 ・情報提供時の配慮 ・演習（3題程度）
3212	代筆・代読①	1	代読・代筆の内容を理解し、実際の場面別の代読・代筆の方法を習得する。	・代読（業務における代読、代読の範囲・基本的な方法、留意点） ・代筆（業務における代筆、代筆の範囲・基本的な方法、留意点・代筆できないもの） ・演習（代読1題・代筆1題）
	代筆・代読②	0. 5		・代読・代筆の具体的な方法
Ⅲ 演習 16時間				
3311	誘導の基本技術①	4	誘導に必要な情報提供と基本技術を習得する。	・椅子への誘導・階段（スロープ、溝などをまたぐ、段差）
	誘導の基本技術②	3		・基本姿勢・歩く（誘導の考え方、あいさつ、基本姿勢、やってはいけないこと、歩く、止まる、曲がる、方向転換） ・狭いところの通過、ドアの通過
3312	誘導の応用技術（場面別・街歩き）	4	様々な場面での具体的な誘導方法を習得する。実際の街歩きにより、誘導時の留意点や具体的な	・共通（トイレ、食事） ・街歩き（歩道、歩車道の区別のない道路、天候、踏

別紙 2（第 4 条関係）

	①		誘導技術を習得する。	切、グレーチング、混雑地、様々なドア、様々な階段)
	誘導の応用技術 (場面別・街歩き)	1		・場面別 (病院・薬局、買い物、行政窓口、金融機関、会議・研修、余暇活動、冠婚葬祭)
3313	② 交通機関の利用	4	交通機関の乗降練習等を通して、移動支援技術を習得するとともに、乗車中の留意点を理解する。	・電車の乗降 ・バスの乗降 ・車の乗降 ・船・飛行機の乗降

別紙 2（第 4 条関係）

○ 同行援護従業者養成研修応用課程カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 6時間				
4111	サービス提供責任者の業務	1	事業所やサービス提供責任者の役割を学び、利用者のニーズに基づいた質の高い派遣がサービス提供責任者の下で行えるようにする。	・事業所の体制 ・事業所の役割 ・サービス提供責任者の役割 ・サービス提供責任者の業務
4112	様々な利用者への対応	1	利用者の多様化について理解し、重複障害等の特性を踏まえた外出に必要な知識を学ぶ。	・高齢化、障害の重度化・重複化の現状 ・高齢の視覚障害者、重複障害者への支援の留意点
4113	個別支援計画と他機関との連携	1	サービス等利用計画に基づき、サービス提供責任者が事業所で策定する個別支援計画や関係機関との連携等について理解する。	・個別支援計画の策定 ・関係機関との連携
4114	業務上のリスクマネジメント	1	事業所としてリスクマネジメントを図るため、同行援護従業者の派遣にあたり発生可能性がある事故や発生時の管理体制等について理解する。	・事業所のリスクマネジメント ・同行援護従業者のリスクマネジメント ・事故発生時の管理体制
4115	従業者研修の実施	1	事業所内の同行援護従業者に対する研修の目的や内容等について理解する。	・従業者研修の目的 ・従業者研修の内容 ・従業者の質の向上のための工夫
4116	同行援護の実務上の留意点	1	同行援護制度の実務上の留意点や他の福祉制度との関係について学ぶ。	・同行援護の制度上の留意点 ・同行援護の実務上の留意点 ・介護保険制度との関係

別紙 2 (第 4 条関係)

○ 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 12時間				
5111	ホームヘルプサービス概論	2	ホームヘルプサービスの役割と業務を理解する。	・ホームヘルプサービスの社会的役割 ・ホームヘルプサービスの制度と現状 ・ホームヘルプサービス業務の基本 ・関係機関との連携
5112	ホームヘルパーの職業倫理	1	ホームヘルプサービスに従事する際の職業倫理について理解する。	・福祉業務従事者としての倫理 ・ホームヘルプサービスにおいてとるべき基本的態度
5113	ガイドヘルパーの制度と業務	1	ガイドヘルパーの制度と業務を理解する。	・ガイドヘルパー制度 ・ガイドヘルパーの業務
5114	障害者(児)福祉の制度とサービス	2	障害者(児)福祉の制度とサービスの種類、内容、役割を理解する。	・障害者福祉の背景と動向 ・障害者福祉の制度とサービス
5115	障害者(児)の心理	1	障害者(児)の心理に対する理解を深め、心理的援助のあり方について把握する。	・障害者の心理と人間関係 ・肢体不自由者の心理的特徴
5116	重度肢体不自由者(児)における障害の理解	1	業務において直面する頻度の高い障害・疾病を医学的・実践的視点で理解するとともに、介助に必要な状態像を把握する。	・肢体不自由者(児)の原因疾患(脳性まひ、脳血管障害、頸髄損傷など)及び症状の理解 ・肢体不自由者(児)の社会参加 ・移動介助の際の留意点
5117	介助に係わる車いす及び装具等の理解	1	移動介助に必要な車いすや装具等について知識を深め、それらの機能を把握する。	・車いすの構造と機能 ・電動車いすの構造と機能 ・重度肢体不自由者用車いすの構造と機能 ・装具や自助具等の機能
5118	姿勢保持について	1	良好な姿勢保持の必要性を理解するとともに、その方法を習得する。	・良好な姿勢の必要性 ・良好な姿勢保持の方法 ・姿勢保持の留意点
5119	コミュニケーションについて	1	言語障害についての理解を深め、言語障害のある人への接し方を習得する。	・言語障害の種類と特徴 ・言語障害のある人への接し方
5120	事故防止に関する心掛けと対策	1	事故防止のための方法や事故が起きた時の対応方法を習得する。	・事故防止のための移動の留意点 ・事故時の対応 ・安全な食事介助 ・介助者自身のからだの保護
II 演習 4時間				
5211	抱きかかえ方及び移乗の方法	3	車いすへの移乗に際しての抱きかかえ方や移乗の方法を習得する。	・床と車いす間の移乗 ・ベッドと車いす間の移乗 ・2人の介助者で行う場合
5212	車いすの移動介助		車いすでの移動を介助する場合の車いすの取り扱い方や平地、階段での移動方法などを習得する。	・車いすの取り扱い方 ・車いす移動介助における注意(雨の日) ・平地での移動 ・階段における移動 ・エレベーター、エスカレーターの利用 ・乗り物を利用する場合の注意 ・歩行移動介助方法の留意点
5213	生活行為の介助	1	外出時に排泄、食事、衣服の着脱を行う際に安全な介助方法を習得する。	・食事の介助方法 ・衣服着脱の介助方法 ・排泄の介助方法

別紙２（第４条関係）

○ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
Ⅰ 講義 ３時間				
6111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する。	・ 障害者総合支援法(*)の概要 ・ 重度の肢体不自由者に関する基礎的知識 ・ 重度訪問介護の基本的知識 ・ 重度訪問介護の社会的役割、制度及び現状 ・ 重度訪問介護に従事する者の職業倫理について
6112	基礎的な介護技術に関する講義	1	介護の目的と機能、基本原則を把握する。	・ 介護の目的、機能と基本原則 ・ 介護ニーズと基本対応 ・ 福祉用具の基礎知識と活用 ・ 介護におけるリハビリテーションの視点 ・ 介護者の健康管理
Ⅱ 実習 7時間				
6211	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	食事、排せつ、移動・移乗等の介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得する。 重度の肢体不自由者とのコミュニケーションに関する技術を習得する。	・ 食事、排せつ等の介護 ・ 体位、姿勢交換の介護 ・ 身体の清潔 ・ 緊急時の対応 ・ コミュニケーションの技術
6212	外出時の介護技術に関する実習	2	車いすへの移乗方法を習得する。 外出時における車いすでの移動介助等を習得する。	・ 車いすへの移乗方法 ・ 車いすの取扱い方 ・ 外出時の移動方法 ・ 階段、エレベーター、乗り物等の利用 ・ 歩行移動介助の留意点

* 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

別紙 2 (第 4 条関係)

○ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 7時間				
7111	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	重度の肢体不自由者の在宅生活援助に関する知識について、医療的見地からの理解を深める。 医療機器、医療用具の使用目的や取扱い方法について理解する。	・障害・疾患の基礎知識 ・感染症の理解と予防 ・医療関係制度の基礎的知識
7112	コミュニケーションの技術に関する講義	2	コミュニケーション技法について理解する。	・コミュニケーションの種類 ・重度の肢体不自由者への接し方
7113	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	緊急時における対応と、危険防止に必要な対応方法について理解する。	・緊急の対応及び連絡・連携方法 ・危険防止のための留意点 ・安全な食事介助 ・介助者自身の危険防止
II 実習 3時間				
7211	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	サービス提供時における介護技術を習得する。 外出時における適切な介護方法を習得する。	・食事の介助方法 ・衣服着脱の介助方法 ・排せつの介助方法 ※ 在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含むこと

○ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程カリキュラム

No. 1

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 11 時間				
8111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度の肢体不自由者の地域生活等について理解する。	・ 障害者総合支援法(*) と関係法規 ・ 利用可能な制度 ・ 重度障害者 (児) 等の地域生活等
8112	基礎的な介護技術に関する講義	1	介護の目的と機能、基本原則を把握する。	・ 介護の目的、機能と基本原則 ・ 介護ニーズと基本対応 ・ 福祉用具の基礎知識と活用 ・ 介護におけるリハビリテーションの視点 ・ 介護者の健康管理
8113	コミュニケーションの技術に関する講義	2	コミュニケーション技法について理解する。	・ コミュニケーションの種類 ・ 重度の肢体不自由者への接し方
8114	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害や喀痰吸引の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。	・ 呼吸について ・ 呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・ 人工呼吸器について ・ 人工呼吸器に係る緊急時対応 ・ 喀痰吸引概説 ・ 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・ 喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 喀痰吸引の手順、留意点等
8115	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	経管栄養を必要とする重度障害者の障害や経管栄養の手順を正しく理解し、緊急時の対応及び危険防止に関する知識を習得する。	・ 健康状態の把握 ・ 食と排せつ (消化) について ・ 経管栄養概説 ・ 胃ろう (腸ろう) と経鼻経管栄養 ・ 経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・ 経管栄養の手順、留意点等
II 演習 1 時間				
8211	喀痰吸引等に関する演習	1	喀痰吸引等の手順を習得する。	・ 喀痰吸引 (口腔内) ・ 喀痰吸引 (鼻腔内) ・ 喀痰吸引 (気管カニューレ内部) ・ 経管栄養 (胃ろう・腸ろう) ・ 経管栄養 (経鼻)
III 実習 8. 5 時間				
8311	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	食事、排せつ、移動・移乗等の介護を行うにあたっての基礎的な介護技術を習得する。 重度の肢体不自由者とのコミュニケーションに関する技術を習得する。	・ 食事、排せつ等の介護 ・ 体位、姿勢交換の介護 ・ 身体の清潔 ・ 緊急時の対応 ・ コミュニケーションの技術
8312	外出時の介護技術に関する実習	2	車いすへの移乗方法を習得する。 外出時における車いすでの移動介助等を習得する。	・ 車いすへの移乗方法 ・ 車いすの取扱い方 ・ 外出時の移動方法 ・ 階段、エレベーター、乗り物等の利用 ・ 歩行移動介助の留意点

別紙 2（第 4 条関係）

○ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程カリキュラム

No.2

科目番号	科目名	時間	目的	内容
8313	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	サービス提供時における介護技術を習得する。 外出時における適切な介護方法を習得する。	・ 食事の介助方法 ・ 衣服着脱の介助方法 ・ 排せつの介助方法 ※ 在宅等で生活する障害支援区分 5 又は 6 である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を 1 か所以上含むこと

* 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

注 上記の内、介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業における「基本研修」に相当する科目（8111・8114・8115・8211）については、「平成 23 年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成 23 年 11 月 11 日付け障発 1111 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）及び「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成 24 年 3 月 30 日付け社援発 0330 第 43 号厚生労働省社会・援護局長通知）に準じて行うこととし、講義（11 時間）修了後、筆記試験を行うこと。

別紙 2（第 4 条関係）

○ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
I 講義 6.5時間				
9111	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	強度行動障害がある者の基本的知識について理解する。	① 強度行動障害の理解 支援の基本的考え方 強度行動障害の状態 行動障害が起きる理由 障害特性の理解
9112	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識について理解する。	② 研修の意義 行動障害と虐待防止 家族の気持ち／実践報告 ③ 支援のアイデア 障害特性に基づいた支援 ④ チームプレイの基本 チームプレイの必要性 ⑤ 実践報告 児童期及び成人期における支援の実際
II 演習 5.5時間				
9211	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	基本的な情報収集と記録等の共有について理解する。	① 基本的な情報収集 行動を見る視点
9212	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	行動障害がある者の固有のコミュニケーションについて理解する。	② チームプレイの基本 支援手順書に基づく支援の体験 ③ 強度行動障害の理解 困っていることの体験
9213	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	行動障害の背景にある特性について理解する。	④ 特性の分析 特性の把握と適切な対応

別紙２（第４条関係）

○ 行動援護従業者養成研修課程カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
Ⅰ 講義 １０時間				
10111	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	１．５	強度行動障害がある者の基本的知識について理解する。	① 強度行動障害の理解 支援の基本的考え方 強度行動障害の状態 行動障害が起きる理由 障害特性の理解
10112	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	５	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識について理解する。	② 研修の意義 行動障害と虐待防止 家族の気持ち／実践報告 ③ 支援のアイデア 障害特性に基づいた支援 ④ チームプレイの基本 チームプレイの必要性 ⑤ 実践報告 児童期及び成人期における支援の実際
10113	強度行動障害のある者へのチーム支援に関する講義	３	強度行動障害のある者へのチーム支援について理解する。	⑥ 支援を組み立てるための基本 強度行動障害の支援に必要な知識 ⑦ 組織的なアプローチ 組織的なアプローチの重要性
10114	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	０．５	強度行動障害と生活の組立てに関する支援について理解する。	⑧ 実践報告 チームによる支援の実際
Ⅱ 演習 １４時間				
10211	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	１	基本的な情報収集と記録等の共有について理解する。	① 基本的な情報収集 行動を見る視点
10212	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	３	行動障害がある者の固有のコミュニケーションについて理解する。	② チームプレイの基本 支援手順書に基づく支援の体験 ③ 強度行動障害の理解 困っていることの体験
10213	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	１．５	行動障害の背景にある特性について理解する。	④ 特性の分析 特性の把握と適切な対応
10214	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	３	障害特性の理解とアセスメントについて理解する。	⑤ アセスメントの方法 具体的なアセスメントの方法 障害特性に基づくアセスメント
10215	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	３	環境調整による強度行動障害の支援について理解する。	⑥ 手順書の作成 アセスメントに基づく支援手順書の作成
10216	記録に基づく支援の評価に関する演習	１．５	記録に基づく支援評価について理解する。	⑦ 記録の分析と支援手順書の修正 記録の方法 記録の分析と支援手順書の修正
10217	危機対応と虐待防止に関する演習	１	危機対応と虐待防止について理解する。	⑧ 関係機関との連携 関係機関（医療機関等）との連携の方法

別紙２（第４条関係）

○ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
Ⅰ 講義 6.5時間				
11111	強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	強度行動障害がある者の基本的知識について理解する。	① 強度行動障害の理解 支援の基本的考え方 強度行動障害の状態 行動障害が起きる理由 障害特性の理解
11112	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識について理解する。	② 研修の意義 行動障害と虐待防止 家族の気持ち／実践報告 ③ 支援のアイデア 障害特性に基づいた支援 ④ チームプレイの基本 チームプレイの必要性 ⑤ 実践報告 児童期及び成人期における支援の実際
Ⅱ 演習 5.5時間				
11211	基本的な情報収集と記録等の共有	1	基本的な情報収集と記録等の共有について理解する。	① 基本的な情報収集 行動を見る視点
11212	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	行動障害がある者の固有のコミュニケーションについて理解する。	② チームプレイの基本 支援手順書に基づく支援の体験 ③ 強度行動障害の理解 困っていることの体験
11213	行動障害の背景にある特性の理解	1.5	行動障害の背景にある特性について理解する。	④ 特性の分析 特性の把握と適切な対応

別紙２（第４条関係）

○ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

科目番号	科目名	時間	目的	内容
Ⅰ 講義 3.5時間				
12111	強度行動障害のある者へのチーム支援	3	強度行動障害のある者へのチーム支援について理解する。	① 支援を組み立てるための基本 強度行動障害の支援に必要な知識 ② 組織的なアプローチ 組織的なアプローチの重要性
12112	強度行動障害と生活の組立て	0.5	強度行動障害と生活の組立てに関する支援について理解する。	③ 実践報告 チームによる支援の実際
Ⅱ 演習 8.5時間				
12211	障害特性の理解とアセスメント	3	障害特性の理解とアセスメントについて理解する。	① アセスメントの方法 具体的なアセスメントの方法 障害特性に基づくアセスメント
12212	環境調整による強度行動障害の支援	3	環境調整による強度行動障害の支援について理解する。	② 手順書の作成 アセスメントに基づく支援手順書の作成
12213	記録に基づく支援の評価	1.5	記録に基づく支援評価について理解する。	③ 記録の分析と支援手順書の修正 記録の方法 記録の分析と支援手順書の修正
12214	危機対応と虐待防止	1	危機対応と虐待防止について理解する。	④ 関係機関との連携 関係機関（医療機関等）との連携の方法

研修課程の免除が可能なもの

1 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

(1) 同行援護従業者養成研修一般課程修了者が受講する場合

- ア 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）及び老人福祉の制度とサービス（2時間）のうち、視覚障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- イ サービス利用者の理解（3時間）のうち、視覚障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ウ 介護概論（3時間）のうち、視覚障害に関するもの。
- エ 医学の基礎知識（3時間）及び心理面への援助方法（2時間）のうち、視覚障害に関するもの。

(2) 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程修了者が受講する場合

- ア 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）及び老人福祉の制度とサービス（2時間）のうち、老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- イ ホームヘルプサービス概論（3時間）
- ウ サービス利用者の理解（3時間）のうち、全身性障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- エ 介護概論（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。

(3) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程修了者が受講する場合

- ア ホームヘルプサービス概論（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- イ 介護概論（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。

(4) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程修了者が受講する場合

- ア ホームヘルプサービス概論（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- イ サービス利用者の理解（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- ウ 介護概論（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- エ 医学の基礎知識（3時間）及び心理面への援助方法（2時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

(5) 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者が受講する場合

- ア ホームヘルプサービス概論（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- イ サービス利用者の理解（3時間）のうち、重度の肢体不自由者の疾病及び障害等に関するもの。
- ウ 介護概論（3時間）のうち、重度の肢体不自由者に関するもの。
- エ 医学の基礎知識（3時間）及び心理面への援助方法（2時間）のうち、重度の肢体不自由者の医療に関するもの。

(6) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が受講する場合

- ア 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）及び老人福祉の制度とサービス（2時間）のうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- イ サービス利用者の理解（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの。

(7) 行動援護従業者養成研修課程修了者が受講する場合

- ア 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）及び老人福祉の制度とサービス（2時間）のうち知的障害及び精神障害に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関するもの。
- イ サービス利用者の理解（3時間）のうち、知的障害者及び精神障害者の疾病及び障害等に関するもの。
- ウ 介護概論（3時間）のうち、基礎的な移動の介護に係る技術に関する講義。

2 同行援護従業者養成研修一般課程

(1) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者が受講する場合

- ア 視覚障害の理解と疾病②（0. 5時間）
- イ 視覚障害者（児）福祉の制度とサービス（1. 5時間）
- ウ 同行援護従業者の実際と職業倫理（2. 5時間）
- エ 代筆・代読②（0. 5時間）
- オ 誘導の基本技術②（3時間）
- カ 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②（1時間）

3 全身性障害者移動介護従業者養成研修

(1) 介護福祉士、居宅介護職員初任者研修修了（予定）者、障害者居宅介護従業者基礎研修修了（予定）者、介護保険法の介護職員初任者研修修了（予定）者が受講する場合

- ア ホームヘルプサービス概論（2時間）及びホームヘルパーの職業倫理（1時間）
- イ ガイドヘルパーの制度と業務（1時間）及び障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）のうち、移動の介護に係る制度及びサービスに関するものを除いたもの。
- ウ 障害者（児）の心理（1時間）

4 行動援護従業者養成研修課程

(1) 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者が受講する場合

- ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1. 5時間）
- イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）
- ウ 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）
- エ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）
- オ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1. 5時間）

(2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が受講する場合

- ア 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義（1. 5時間）
- イ 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義（5時間）
- ウ 基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習（1時間）
- エ 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習（3時間）
- オ 行動障害の背景にある特性の理解に関する演習（1. 5時間）

※ 演習科目の一部を免除するため、グループで実施する演習の途中から参加することとなることから、免除を受けた者と免除を受けていない者がいずれも混乱することがないように、実施方法等について配慮すること。

講 師 選 定 要 件

- 1 居宅介護職員初任者研修課程の講師は、原則として「愛知県居宅介護職員初任者研修等事業実施要領」別紙4（第11条関係）別表に定める資格を有する講師とすること。

それ以外の研修の講師は、別表の資格を有し、かつ、担当する科目を教えるのにふさわしい十分な知識、技術、技能及び実務経験を有する専門家等を充てること。

- 2 別表のうち、国家資格等（※1）を有する者は、医師、歯科医師及び薬剤師を除き、その資格を生かして研修内容に関連する業務（※2）に3年以上かつ540日以上従事した者であること。また、教員等については、大学等（※3）において、研修内容に相当する科目を教授していた者（非常勤を含む。）であること。それ以外の者については、資格等を取得する前の期間を含め、研修内容に関連する業務に5年以上かつ900日以上従事し、その見識等から当該科目の講師に適任であると認められる者であること。

※1 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士、臨床心理士及び公認心理師のことをいう。

※2 研修内容に関連する業務

障害者居宅介護従業者基礎研修であれば在宅医療・福祉サービスを、同行援護従業者養成研修であれば視覚障害者支援を、全身性障害者移動介護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修（基礎課程、追加課程及び統合課程）であれば重度肢体不自由児者支援を、重度訪問介護従業者養成研修（行動障害支援課程）、行動援護従業者養成研修及び強度行動障害支援者養成研修であれば行動障害を有する者への支援をいう。

※3 大学等

大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等技術専門校及び福祉系高等学校をいう。

別紙４（第 11 条関係）別表

○ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	居宅介護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
2111	サービス提供の基本視点	○	○	○	○	○	
2112	障害者(児)福祉の制度とサービス	○				○	障害福祉主管課職員 相談支援専門員
2113	老人福祉の制度とサービス	○				○	高齢福祉主管課職員 介護支援専門員
2114	ホームヘルプサービス概論	○		○		○	相談支援専門員
2115	サービス利用者の理解	○	○	○		○	相談支援専門員
2116	介護概論	○		○	○	○	
2117	家事援助の方法	○		○		○	栄養士
2118	医学の基礎知識				○	○	医師
2119	心理面への援助方法	○		○	○	○	医師
Ⅱ 演習							
2211	共感的理解と基本的態度の形成	○	○	○	○	○	
2212	介護技術入門	○		○	○	○	
2213	ホームヘルプサービスの共通理解	○		○		○	
Ⅲ 実習							
2311	在宅サービス提供現場見学	○		○		○	実習施設の職員

別紙４（第 11 条関係）別表

○ 同行援護従業者養成研修一般課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	同行援護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
3111	外出保障	○		○		○	障害福祉主管課職員 相談支援専門員 障害者（児）施設の職員
3112	視覚障害の理解と疾病① 視覚障害の理解と疾病②	○		○	○	○	眼科医師 理学療法士 作業療法士 歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
3113	視覚障害者（児）の心理	○	○	○		○	視覚障害当事者 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
3114	視覚障害者（児）福祉の制度 とサービス	○		○		○	障害福祉主管課職員 相談支援専門員 障害者（児）施設の職員
3115	同行援護の制度	○		○		○	相談支援専門員 障害者（児）施設職員
3116	同行援護従業者の実際と職業倫理	○		○		○	相談支援専門員 歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
Ⅱ 講義・演習							
3211	情報提供	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
3212	代筆・代読① 代筆・代読②	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
Ⅲ 演習							
3311	誘導の基本技術① 誘導の基本技術②	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
3312	誘導の応用技術（場面別・街歩き）① 誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
3313	交通機関の利用	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員

別紙 4（第 11 条関係）別表

							障害者（児）施設職員
--	--	--	--	--	--	--	------------

※ 1 表によるもののほか、社会福祉法人日本盲人連合会が主催する視覚障害者移動支援従事者資質向上研修の修了者は、すべての研修科目に講師として従事することができる。

別紙４（第 11 条関係）別表

○ 同行援護従業者養成研修応用課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	同行援護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
4111	サービス提供責任者の業務	○		○		○	相談支援専門員 障害者（児）施設の職員
4112	様々な利用者への対応	○		○	○	○	眼科医師 理学療法士 作業療法士 歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
4113	個別支援計画と他機関との連携	○		○		○	相談支援専門員 障害者（児）施設の職員
4114	業務上のリスクマネジメント	○		○		○	相談支援専門員 障害者（児）施設職員
4115	従業者研修の実施	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員
4116	同行援護従業者の実務上の留意点	○		○		○	歩行訓練士（視覚障害生活訓練等指導者） 盲導犬歩行指導員 障害者（児）施設職員

※１ 表によるもののほか、社会福祉法人日本盲人連合会が主催する視覚障害者移動支援従事者資質向上研修の修了者は、すべての研修科目に講師として従事することができる。

別紙4（第11条関係）別表

○ 全身性障害者移動介護従業者養成研修課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	重度訪問 介護従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
5111	ホームヘルプサービス概論	○		○		○	居宅介護従業者
5112	ホームヘルパーの職業倫理	○		○		○	居宅介護従業者
5113	ガイドヘルパーの制度と業務	○		○		○	障害福祉主管課職員 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
5114	障害者（児）福祉の制度とサービス	○		○		○	障害福祉主管課職員 身体障害者福祉司 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
5115	障害者（児）の心理	○		○		○	臨床心理士 公認心理師 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
5116	重度肢体不自由者（児）における障害の理解	○		○	○	○	医師 理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
5117	介助に係わる車いす及び装具等の理解	○		○	○	○	医師 理学療法士 作業療法士 義肢装具士 障害者（児）施設職員
5118	姿勢保持について	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
5119	コミュニケーションについて	○		○	○	○	医師 言語聴覚士 障害者（児）施設職員
5120	事故防止に関する心がけと対策	○		○	○	○	救命救急士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 演習							
5211	抱きかかえ方及び移乗の方法	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
5212	車いすの移動介助	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
5213	生活行為の介助	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員

別紙４（第 11 条関係）別表

○ 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	重度訪問 介護従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
6111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	○		○		○	障害福祉主管課職員 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
6112	基礎的な介護技術に関する講義	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 実習							
6211	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	○		○	○	○	医師 言語聴覚士 障害者（児）施設職員
6212	外出時の介護技術に関する実習	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員

別紙４（第 11 条関係）別表

○ 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	重度訪問 介護従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
7111	医療的ケアを必要とする重 度訪問介護利用者の障害及 び支援に関する講義				○	○	医師 理学療法士 作業療法士
7112	コミュニケーションの技術 に関する講義	○		○	○	○	医師 言語聴覚士 障害者（児）施設職員
7113	緊急時の対応及び危険防止 に関する講義	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 救命救急士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 実習							
7211	重度の肢体不自由者の介護 サービス提供現場での実習	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員

別紙 4（第 11 条関係）別表

○ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	重度訪問 介護従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
8111	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	○		○		○	障害福祉主管課職員 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
8112	基礎的な介護技術に関する講義	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
8113	コミュニケーションの技術に関する講義	○		○	○	○	医師 言語聴覚士 障害者（児）施設職員
8114	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①				※1		医師
8115	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②				※1		医師
Ⅱ 演習							
8211	喀痰吸引等に関する演習				※1		医師
Ⅲ 実習							
8311	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習	○		○	○	○	医師 言語聴覚士 障害者（児）施設職員
8312	外出時の介護技術に関する実習	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員
8313	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	○		○	○	○	理学療法士 作業療法士 障害者（児）施設職員

※1 介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業を修了した者に限る。

別紙4（第11条関係）別表

○ 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	行動援護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
9111	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	○	○	○	○	○	医師 精神保健福祉士 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
9112	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	○	○	○	○	○	障害福祉主管課職員 精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 演習							
9211	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
9212	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
9213	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員

※1 表によるもののほか、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者は、すべての研修科目に講師として従事することができる。

※2 講師には、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者を1名以上配置すること。

○ 行動援護従業者養成研修課程

No. 1

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	行動援護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
10111	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	○	○	○	○	○	医師 精神保健福祉士 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
10112	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	○	○	○	○	○	障害福祉主管課職員 精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10113	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10114	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 演習							
10211	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10212	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10213	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10214	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10215	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10216	記録に基づく支援の評価に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
10217	危機対応と虐待防止に関する演習	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員

※1 表によるもののほか、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者は、すべての研修科目に講師として従事することができる。

※2 講師には、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者を1名以上配置すること。

別紙４（第 11 条関係）別表

○ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	行動援護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
11111	強度行動障害がある者の基本的理解	○	○	○	○	○	医師 精神保健福祉士 相談支援専門員 障害者（児）施設職員
11112	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	○	○	○	○	○	障害福祉主管課職員 精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 演習							
11211	基本的な情報収集と記録等の共有	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
11212	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
11213	行動障害の背景にある特性の理解	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員

※１ 表によるもののほか、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者及び強度行動障害支援者養成研修（これに類する研修を含む。）の講師・ファシリテーターを経験した者は、すべての研修科目に講師として従事することができる。

※２ 講師には、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者を１名以上配置すること。

別紙 4（第 11 条関係）別表

○ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

科目番号	科目名	担当講師の職種・保有資格					
		社会福祉士 介護福祉士	臨床心理士 公認心理師	行動援護 従業者	保健師・ 看護師・ 准看護師	教員等	その他
Ⅰ 講義							
12111	強度行動障害がある者への チーム支援	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
12112	強度行動障害と生活の組立 て	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
Ⅱ 演習							
12211	障害特性の理解とアセスメ ント	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
12212	環境調整による強度行動障 害の支援	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
12213	記録に基づく支援の評価	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員
12214	危機対応と虐待防止	○	○	○	○	○	精神保健福祉士 障害者（児）施設職員

※ 1 表によるもののほか、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者及び強度行動障害支援者養成研修（これに類する研修を含む。）の講師・ファシリテーターを経験した者は、すべての研修科目に講師として従事することができる。

※ 2 講師には、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が主催する強度行動障害支援者養成研修（基礎及び実践研修（指導者研修））の修了者を 1 名以上配置すること。